

東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則

昭和55年6月24日

評議会可決

沿革

第1条 この規則は、東京大学学生が教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める教育職員普通免許状(以下「免許状」という。)授与の所要資格(以下「授与資格」という。)を取得するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 東京大学において、授与資格を取得することができる免許状の種類及び免許教科は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

第3条 免許状(養護教諭免許状を除く。)の授与資格を取得しようとする者は、免許状の種類及び免許教科に応じ、教科及び教職に関する科目について所定の単位を修得しなければならない。

第4条 養護教諭免許状の授与資格を取得しようとする者は、養護及び教職に関する科目について所定の単位を修得しなければならない。

第5条 前2条に係る教科及び教職に関する科目並びに養護及び教職に関する科目については、各学部又は各研究科若しくは各教育部において、これを定める。

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、各学部又は各研究科若しくは各教育部で定める。

附 則

- 1 この規則は、平成2年5月15日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 平成2年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第1にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成2年3月31日以前に大学院に入学し、引き続き在学する者で平成5年3月31日までに修士の学位を得たものについては、改正後の別表第2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成3年4月24日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 平成2年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成7年5月16日から施行し、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 平成8年3月31日以前に農学部に進入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表1の農学部の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成7年3月31日以前に教育学部に進入学し、引続き在学する者については、改正後の別表1の教育学部の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成8年6月11日から施行し、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。
- 2 平成10年3月31日以前に教養学部に進入学し、引続き在学する者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成8年3月31日以前に薬学部に進入学し、引続き在学する者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月22日から施行し、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。
- 2 平成10年3月31日以前に教養学部に進入学し、引続き在学する者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成10年7月14日から施行し、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年7月11日から施行し、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 平成12年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月16日から施行し、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の規定は、平成14年4月1日から適用する。
- 2 平成14年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月22日から施行し、改正後の東京大学教育職員免許状

授与資格の取得に関する規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

- 2 平成15年3月31日以前に大学に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第2の理学系研究科情報科学専攻並びに工学系研究科機械情報工学専攻、電子情報工学専攻、計数工学専攻及び情報工学専攻の項の改正規定は平成13年4月1日から、同表の工学系研究科金属工学専攻及び材料学専攻の項の改正規定は平成14年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成13年3月31日以前に理学系研究科情報科学専攻並びに工学系研究科機械情報工学専攻、電子情報工学専攻、計数工学専攻及び情報工学専攻に、平成14年3月31日以前に工学系研究科金属工学専攻及び材料学専攻に入学し、在学している者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第2の規定にかかわらず、平成16年3月31日以前に法学政治学研究科及び新領域創成科学研究科に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成17年6月28日から施行し、この規則による改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 平成17年3月31日以前に工学系研究科及び新領域創成科学研究科に入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 「東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則」運用内規の一部を次のように改正する。

第1条中「学府」を「教育部」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に入学した者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月18日から施行し、この規則による改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年5月23日から施行し、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1の規定は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 平成24年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正

後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月17日東大規則第53条）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置については、別に定める。

附 則（平成27年3月31日東大規則第119条）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 3 1 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 3 1 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 3 月 3 1 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1

学部

授与資格を取得することができる 学部学科又は課程		授与資格を取得することができる免許状の種類 及び免許教科	
学部	学科又は課程		
法学部		高等学校教諭一種免許状	(公民)

工学部	都市工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)
	機械情報工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業・情報)
	航空宇宙工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)
	電子情報工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)
	物理工学科	中学校教諭一種免許状	(数学)
		高等学校教諭一種免許状	(数学・工業)
	計数工学科	中学校教諭一種免許状	(数学)
		高等学校教諭一種免許状	(数学・情報)
	マテリアル工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)
	応用化学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)
	化学システム工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)

	化学生命工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)
	システム創成学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)
文学部	人文学科	中学校教諭一種免許状	(国語・社会・英語)
		高等学校教諭一種免許状	(国語・地理歴史・公民・英語)
理学部	数学科	中学校教諭一種免許状	(数学)
		高等学校教諭一種免許状	(数学)
	情報科学科	高等学校教諭一種免許状	(情報)
	物理学科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科)
	天文学科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科)

	地球惑星物理学科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科)
	化学科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科)
	生物化学科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科)
	生物学科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科)
	地球惑星環境学科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科)
農学部	応用生命科学課程	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科・農業)

	環境資源科学課程	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科)
	獣医学課程	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科)
経済学部	経済学科	高等学校教諭一種免許状	(公民)
	経営学科	高等学校教諭一種免許状	(公民)
教養学部	教養学科	中学校教諭一種免許状	(国語・社会・英語)
		高等学校教諭一種免許状	(国語・公民・英語)
	学際科学科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(地理歴史・理科・情報)

	総合自然科学科	中学校教諭一種免許状	(数学・理科)
		高等学校教諭一種免許状	(数学・理科)
教育学部	総合教育科学科	中学校教諭一種免許状	(社会・保健体育)
		高等学校教諭一種免許状	(地理歴史・公民・保健体育)

別表第 2

大学院

授与資格を取得することができる 研究科又は教育部専攻		授与資格を取得することができる免許状の種類 及び免許教科
研究科 又は教 育部	専攻	

人文社 会系研 究科	基礎文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・公民)
	日本文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(国語・社会)
		高等学校教諭専修免許状	(国語・地理歴史)
	アジア文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(国語・社会・中国語)
		高等学校教諭専修免許状	(国語・地理歴史・公民・中国語)
	欧米系文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(社会・英語・ドイツ語・フランス語)

		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・英語・ドイツ語・フランス語)
	社会文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(公民)
	韓国朝鮮文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史)
教育学 研究科	総合教育科学専攻	中学校教諭専修免許状	(社会・保健体育・保健)
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・公民・保健体育・保健)
	学校教育高度化専攻	小学校教諭専修免許状 (一種免許状取得者のみ)	

		中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・公民)
総合文 化研究 科	言語情報科学専攻	中学校教諭専修免許状	(国語・英語)
		高等学校教諭専修免許状	(国語・英語)
	超域文化科学専攻	中学校教諭専修免許状	(国語)
		高等学校教諭専修免許状	(国語)
	地域文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(英語)
		高等学校教諭専修免許状	(英語)
	国際社会科学専攻	中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(公民)
	広域科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)

理学系 研究科	物理学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	天文学専攻	中学校教諭専修免許状	(数学・理科)
		高等学校教諭専修免許状	(数学・理科)
	地球惑星科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	化学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	生物科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
工学系 研究科	都市工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
	精密工学専攻	中学校教諭専修免許状	(数学)

		高等学校教諭専修免許状	(数学・工業)
	航空宇宙工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
	物理工学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	マテリアル工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
農学生 命科学 研究科	生産・環境生物学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科・農業)
	応用生命化学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	森林科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科・農業)
	水圏生物学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)

		高等学校教諭専修免許状	(理科・水産)
	農業・資源経済学専攻	中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(公民)
	生物・環境工学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科・農業)
	生物材料科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	応用生命工学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	応用動物科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	農学国際専攻	中学校教諭専修免許状	(社会・理科)

		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・理科)
	生圏システム学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
医学系 研究科		養護教諭専修免許状	
数理科 学研究 科	数理科学専攻	中学校教諭専修免許状	(数学)
		高等学校教諭専修免許状	(数学)
新領域 創成科 学研究 科	物質系専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	複雑理工学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)

	先端生命科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	自然環境学専攻	中学校教諭専修免許状	(社会・理科)
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・理科)
	環境システム学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
情報理工学系 研究科	社会文化環境学専攻	中学校教諭専修免許状	(社会・理科)
		高等学校教諭専修免許状	(公民・理科)
	コンピュータ科学専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)
		中学校教諭専修免許状	(数学)
	数理情報学専攻	中学校教諭専修免許状	(数学)
		高等学校教諭専修免許状	(数学)
	システム情報専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)

	電子情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)
	知能機械情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)
学際情 報学府	学際情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)

沿革

東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則

体系情報

□第3編 学務

▽第5章 教育職員免許状等

沿革情報

◆昭和55年06月24日 評議会可決

◇昭和57年03月02日

◇昭和57年04月10日

◇昭和58年05月19日

◇昭和60年04月22日

◇昭和62年04月01日

◇昭和63年05月30日

◇平成02年05月15日

◇平成03年04月24日

◇平成04年04月28日

◇平成05年04月20日

◇平成06年07月12日

◇平成07年05月16日

◇平成08年03月19日

◇平成08年06月11日

◇平成09年04月01日

◇平成10年07月14日

◇平成12年07月11日

◇平成13年02月20日

◇平成14年04月16日

◇平成15年04月22日

◇平成16年03月16日

◇平成17年06月28日

◇平成18年03月31日

◇平成18年04月18日
◇平成19年02月23日
◇平成20年02月22日
◇平成21年03月05日
◇平成22年03月08日
◇平成23年03月09日
◇平成24年03月14日
◇平成24年05月23日
◇平成26年02月17日
◇平成27年02月17日
◇平成27年03月31日
◇平成28年03月02日
◇平成29年02月22日
◇平成30年03月16日
◇平成31年02月19日
◇令和03年03月05日
◇令和04年02月07日
◇令和05年02月01日
◇令和07年02月06日